

論文概要書

退職給付会計における会計方針選択行動

I 本論文の主旨と構成

1. 本論文の主旨

退職給付会計基準の導入により、退職給付債務および退職給付費用が、企業の財政状態と経営成績に非常に大きな影響を与えることが認識され、ひいては、企業経営において退職給付制度の管理が非常に重要な課題であることが再認識されるに至っている。このように、退職給付会計は、企業の開示する投資情報にとっても、企業の財務管理および人事・労務管理にとっても、重要な意義をもたらしている。

退職給付会計は、退職給付債務等の測定において将来予測が必要であるため、経営者は、将来予測のための基礎率(パラメーター)を選択する必要がある。また、将来予測と現実とは完全には一致せず、過年度修正損益の性質を有する項目が発生するため、経営者は、当該項目を遅延認識するための償却年数を選択する必要がある。このような基礎率および償却年数の選択は、経営者による裁量の介入する余地が非常に大きいのである。本論文の問題意識として、退職給付会計においても、会計基準によって定められた、適正もしくは適正水準(に近似している)と認められるべき、会計方針が存在すると考えられる。本論文は、経営者が不正な会計処理を行う粉飾決算行為ではなく、経営者の恣意性によって会計数値が左右される会計方針の選択行動を研究対象とする。

また、退職給付会計基準の導入を契機として、経営者は、企業外部に顕在化した退職給付債務および退職給付費用を減額もしくは消滅させるために、給付減額を目的とした退職給付制度の改定を行ったのである。つまり、このような制度改定は、会計方針選択行動と同様に、会計数値の操作を目的とする経営者行動と考えられる。本論文の問題意識として、退職給付会計は、従業員の退職給付金受領額の減少という、実物経済にも影響を与えたと考えられる。ここで、日本企業は、ときには株主の利益を犠牲にしてまでも、従業員を大切にするという「日本的経営」を行ってきたといわれている。経営者は、退職給付会計

基準の導入以前も、退職給付制度に多額の積立不足が生じていたことを知っていたにも関わらず、退職給付制度の給付水準を下げなかったことは、いわば、「日本的経営」の象徴の一つであると考えられる。本論文は、退職給付会計基準の導入前後、および、退職給付会計基準の改正前後における、経営者による退職給付制度の改定行動を研究対象とする。

これらの研究動機と研究意義から、本論文は、以下の3つを明らかにすることを研究目的とする。

第一の研究目的は、経営者による会計方針選択行動の実態を考察することにより、企業内容のディスクロージャーが適正化へと導かれるメカニズムを実証的に明らかにすることである。本論文では、経営者が裁量的に会計方針を選択できるとしても、どのようにして適正な水準で会計方針が選択されるのか、その原因と結果の因果関係を考察する。この研究目的は、本論文の第2章から第9章、および、第11章において直接的に論じられている。

第二の研究目的は、経営者による退職給付制度の改定を考察することにより、退職給付会計基準の導入および改定が、経営者行動に与えたメカニズムを実証的に明らかにすることである。本論文では、経営者が会計数値の操作を目的として制度改定する場合には、どのような企業で、また、どのようなタイミングで制度改定が行われるのか、その原因と結果の因果関係を考察する。この研究目的は、本論文の第10章および第12章において直接的に論じられている。

第三の研究目的は、経営者の会計方針選択行動を反映した退職給付会計のディスクロージャー実態や、報告利益の管理行動を示唆する退職給付制度改定の経営者行動の研究結果をもって、企業会計全体のディスクロージャー適正化に対して、インプリケーションを示すことである。この研究目的は、本論文の第13章において直接的に論じられている。

2. 本論文の構成

本論文の構成は、以下の通りである。

第1章 はじめに

第1節 本論文の研究動機、研究意義および研究目的

第2節 本論文の構成

第2章 退職給付会計基準－会計方針の裁量的選択行動を認めた基準－

第1節 会計基準の概要、および、会計方針の裁量的選択行動の余地

第2節 基礎率の選択(計算)に関する裁量的選択行動

第1項 昇給率

第2項 退職率

第3項 死亡率

第4項 一時金選択率

第5項 割引率

第6項 期待運用収益率

第7項 研究対象とすべき裁量的基礎率

第3節 償却年数の選択に関する裁量的選択行動

第1項 会計基準変更時差異の償却年数

第2項 数理計算上の差異の償却年数

第3項 過去勤務債務の償却年数

第4項 研究対象とすべき裁量的償却年数

第3章 退職給付債務等の測定モデルによる裁量的基礎率および可視的基礎率の示唆

第1節 PBO等の測定モデル

第2節 経営者による裁量的選択行動が可能な基礎率、および、企業外部から可視的な基礎率

第4章 公認会計士による退職給付会計監査—会計監査における可視的基礎率—

第1節 会計監査が裁量的選択行動に与える影響

第2節 退職給付会計監査の現行実務および本質

第1項 退職給付会計監査の現行実務の報告

—アクチュアリー・レポートの調査・分析結果—

第2項 退職給付会計監査の本質

第3節 公認会計士監査におけるアクチュアリーの「客観性」＝「独立性」

第1項 公認会計士監査に必要な公認会計士の「独立性」

第2項 公認会計士監査に必要なアクチュアリーの「独立性」

第4節 アクチュアリーの独立性に対する実務上の問題点および解決策の提唱

第5節 可視的な基礎率かつ注目度の高い基礎率

第5章 割引率の会計方針選択行動

—裁量的選択行動、横並び選択行動および水準適正化選択行動—

第1節 割引率選択行動に対する問題意識

第2節 割引率—重要で裁量の介入の余地が大きい基礎率—

第3節 先行研究のレビュー

第4節 裁量的選択行動

第1項 規範的な割引率選択行動

第2項 割引率選択行動における裁量の介入

第3項 適用初年度における割引率選択行動—実務事例の紹介および経験的考察—

第5節 割引率の推移

第6節 割引率を大幅に上げた特異選択行動企業1社のケース分析

第7節 横並び選択行動

第8節 水準適正化選択行動

第9節 割引率の会計方針選択に関する実証分析

第1項 仮説の設定およびリサーチ・デザイン

第2項 水準適正化選択行動の検定

第3項 横並び選択行動の検定

第4項 適用初年度の特異性—より強い横並び選択行動—

- 第10節 先行研究との整合性を考慮した横並び選択行動および水準適正化行動の検証
 - 第1項 リサーチ・デザインおよび実証分析
- 第11節 報告利益の管理行動の視点からの実証分析
 - 第1項 仮説の設定
 - 第2項 実証分析
- 第12節 報告利益の管理行動を考慮した横並び選択行動および水準適正化行動の検証
 - 第1項 リサーチ・デザインおよび実証分析
- 第13節 結論

第6章 期待運用収益率の会計方針選択行動

—裁量的選択行動、横並び選択行動および水準適正化選択行動—

- 第1節 期待運用収益率選択行動に対する問題意識
- 第2節 期待運用収益率—重要で裁量の介入の余地が大きい基礎率—
- 第3節 先行研究のレビュー
- 第4節 裁量的選択行動
 - 第1項 期待運用収益率選択行動における裁量の介入の余地
 - 第2項 期待運用収益率選択行動—実務事例の紹介および経験的考察—
 - 第3項 規範的な期待運用収益率選択行動
 - 第4項 実際の期待運用収益率選択行動
 - 第5項 期待運用収益と実際運用収益の代替値の相関関係
- 第5節 期待運用収益率の推移
- 第6節 横並び選択行動
- 第7節 水準適正化選択行動
- 第8節 期待運用収益率の会計方針選択に関する実証分析
 - 第1項 仮説の設定およびリサーチ・デザイン
 - 第2項 サンプル企業の特定
 - 第3項 横並び選択行動の検定
 - 第4項 水準適正化選択行動の検定
- 第9節 先行研究との整合性
 - 第1項 リサーチ・デザインおよび実証分析

- 第10節 先行研究との整合性を考慮した横並び選択行動および水準適正化行動の検証
 - 第1項 リサーチ・デザインおよび実証分析
- 第11節 報告利益の管理行動の視点からの実証分析
 - 第1項 仮説の設定
 - 第2項 実証分析
- 第12節 報告利益の管理行動を考慮した横並び選択行動および水準適正化行動の検証
 - 第1項 リサーチ・デザインおよび実証分析
- 第13節 期待運用収益率選択行動と割引率選択行動の関係
- 第14節 結論

第7章 会計基準変更時差異の償却に関する会計方針選択行動

－裁量的選択行動、横並び選択行動および水準適正化選択行動－

- 第1節 会計基準変更時差異の償却に関する会計方針選択行動に対する問題意識
- 第2節 先行研究のレビュー
- 第3節 分析対象とするサンプル企業の特定
- 第4節 退職給付信託
 - 第1項 仮説の設定
 - 第2項 リサーチ・デザイン
 - 第3項 仮説の検定
- 第5節 サンプル企業の会計基準変更時差異の償却年数の選択実態
 - 第1項 会計基準変更時差異償却額による利益の減少率もしくは損失の拡大率
 - 第2項 会計基準変更時差異償却額による黒字から赤字転落企業
- 第6節 横並び選択行動
- 第7節 水準適正化選択行動(会計理論の遵守行動)
- 第8節 先行研究との整合性を考慮した償却年数選択のインセンティブ傾向の検証
 - 第1項 リサーチ・デザインおよび実証分析
- 第9節 報告利益の管理行動の視点からの実証分析
 - 第1項 仮説の設定および実証分析－サンプル企業全社を対象－
 - 第2項 仮説の設定および実証分析－5年超の償却年数を選択した企業を対象－
 - 第3項 仮説の設定および実証分析－5年以内の償却年数を選択した企業を対象－

- 第10節 キリの良くない償却年数を選択した企業に関する報告利益の管理行動
 - 第1項 仮説の設定および実証分析
 - －6～9, 11～14年の償却年数を選択した企業を対象－
 - 第2項 仮説の設定および実証分析－2～4年の償却年数を選択した企業を対象－
 - 第11節 5年以内償却年数選択企業における利益平準化およびビック・バス
 - 第1項 利益平準化仮説およびビック・バス仮説
 - 第2項 リサーチ・デザイン
 - 第3項 利益平準化仮説の検定
 - 第4項 ビック・バス仮説の検定
 - 第12節 償却年数選択に関する貸借対照表アプローチ
 - 第1項 仮説の設定
 - 第2項 実証分析－サンプル企業全社を対象－
 - 第3項 実証分析－5年超の償却年数を選択した企業を対象－
 - 第4項 実証分析－5年以内の償却年数を選択した企業を対象－
 - 第13節 キリの良くない償却年数を選択した企業に関する貸借対照表アプローチ
 - 第1項 実証分析－キリの良くない償却年数を選択した企業全社を対象－
 - 第2項 実証分析－6～9, 11～14年の償却年数を選択した企業を対象－
 - 第3項 実証分析－2～4年の償却年数を選択した企業を対象－
 - 第14節 結論
- 第8章 数理計算上の差異の償却に関する会計方針選択行動
- －裁量的選択行動、横並び選択行動および水準適正化選択行動－
 - 第1節 数理計算上の差異の償却に関する会計方針選択行動に対する問題意識
 - 第2節 先行研究のレビュー
 - 第3節 分析対象とするサンプル企業の特定
 - 第4節 サンプル企業の数理計算上の差異の償却年数の選択実態
 - 第5節 横並び選択行動
 - 第6節 水準適正化選択行動(会計理論の遵守行動)
 - 第7節 先行研究との整合性を考慮した償却年数選択のインセンティブ傾向の検証
 - 第1項 リサーチ・デザインおよび実証分析

第8節 報告利益の管理行動の視点からの実証分析

第1項 仮説の設定

第2項 実証分析

第9節 キリの良くない償却年数を選択した企業に関する報告利益の管理行動

第1項 仮説の設定および実証分析

第10節 5年以内償却年数選択企業における利益平準化およびビック・バス

第1項 利益平準化仮説およびビック・バス仮説

第2項 リサーチ・デザイン

第3項 利益平準化仮説の検定

第4項 ビック・バス仮説の検定

第11節 償却年数選択に関する貸借対照表アプローチ

第1項 仮説の設定および実証分析

第12節 キリの良くない償却年数を選択した企業に関する貸借対照表アプローチ

第1項 実証分析

第13節 償却年数の変更

第14節 会計基準変更時差異の償却年数との関係

第15節 結論

第9章 過去勤務債務の償却に関する会計方針選択行動

－退職給付制度の改定と償却年数の選択－

第1節 過去勤務債務の償却に関する会計方針選択行動に対する問題意識

第2節 先行研究のレビュー

第3節 退職給付制度の改定

第1項 分析対象とするサンプル企業の特定

第2項 仮説の設定

第3項 リサーチ・デザイン

第4項 仮説の検定

第4節 過去勤務債務の償却年数

第1項 分析対象とするサンプル企業の特定

第2項 過去勤務債務の償却年数の選択実態

第5節 先行研究との整合性を考慮した償却年数選択のインセンティブ傾向の検証

第1項 リサーチ・デザインおよび実証分析

第6節 報告利益の管理行動の視点からの実証分析

第1項 仮説の設定

第2項 実証分析

第7節 償却年数選択に関する貸借対照表アプローチ

第1項 仮説の設定および実証分析

第8節 結論

第10章 退職給付会計基準の導入が企業財務および経営者行動に与えた影響

－給付減額を目的とした退職給付制度改定－

第1節 退職給付会計基準の導入が企業財務および経営者行動に与えた影響に対する問題意識

第2節 先行研究のレビュー

第3節 退職給付会計基準が企業財務に与えた影響

第1項 適用初年度における影響

第2項 適用2年目から適用4年目における影響

第4節 退職給付会計基準導入前の経営者行動－多額の積立不足に対する消極的姿勢－

第5節 多額の積立不足に対応すべき経営者行動－分析対象の特定－

第6節 タイムシリーズ・データの解析

－退職給付会計基準導入前後における経営者行動の変化の分析－

第1項 モデル定年退職金の推移(給付水準の減額)

第2項 企業年金制度の改定

－確定拠出年金制度への移行、キャッシュ・バランス・プランの導入および代行返上－

第7節 クロスセクション・データの解析

－退職給付会計基準適用・非適用別における経営者行動の相違の分析－

第1項 確定拠出年金制度の導入

第2項 予定利率の引下げ(給付利率の引下げの意味での回答も含まれる)

第3項 代行返上

第8節 退職給付債務の減額を目的とした退職給付制度改定のケース分析

第1項 ケース分析－A社－

第2項 ケース分析－B社－

第3項 ケース分析の解釈

第9節 結論

第11章 近年における会計方針選択行動

第1節 会計方針選択行動の変容に対する問題意識

第2節 先行研究のレビュー

第3節 割引率の選択水準の推移および選択行動

第4節 割引率の見直しとPB010%重要性基準

第5節 期待運用収益率の選択水準の推移および選択行動

第6節 会計基準の改正が会計方針選択行動に与える影響

第1項 未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の処理方法の変更 －割引率の選択行動に与える影響－

第2項 PB010%重要性基準が廃止された場合の影響

第3項 長期期待運用収益率の選択行動に与える影響

第7節 結論

第12章 近年における経営者行動

－退職給付会計基準の改正の影響による確定給付退職給付制度の改定および廃止－

第1節 経営者行動の変容に対する問題意識

第2節 改正退職給付会計基準の概要

－未認識退職給付債務のオンバランス、および、その公表時期－

第3節 分析対象とするサンプル企業の特定

第4節 退職給付制度の採用状況の推移と確定給付企業年金制度の改定および廃止の 状況の推移

第5節 タイムシリーズ・データの実証分析

第1項 仮説の設定およびリサーチ・デザイン

第2項 仮説の検定

第6節 クロスセクション・データの実証分析

第1項 仮説の設定およびリサーチ・デザイン

第2項 仮説の検定

第7節 結論

第13章 おわりに

第1節 本論文の要約

第2節 本論文のインプリケーションおよび発展

補論 PBO等の測定モデル構築のケース分析

第1節 退職一時金制度および確定給付企業年金制度を採用している場合

第1項 退職一時金制度「退職金規程」

第2項 確定給付企業年金制度「退職年金規程」

第3項 退職一時金制度(基本退職金)および確定給付企業年金制度のPBO等の測定モデルの構築

第4項 退職一時金制度(職能加算金)のPBO等の測定モデルの構築

第2節 ポイント制を採用している場合

第1項 ポイント制「退職金規程」

第2項 ポイント制のPBO等の測定モデルの構築

Ⅱ 本論文の概要

第1章「はじめに」では、『1. 本論文の主旨』で述べたように、本論文の研究動機、研究意義および研究目的を示し、各章ごとの構成をまとめた。

第2章「退職給付会計基準—会計方針の裁量的選択行動を認めた基準—」では、退職給付会計基準のレビューを行った上で、退職給付会計における会計方針の選択には、経営者の裁量の介入の余地が非常に大きいことを示した。そして、会計方針は、基礎率と償却年数に大きく2つに分けることができるが、その中で経営者の裁量が事実上介入するものを抽出し、本論文の研究対象とした。この結果、本論文の研究対象とする会計方針を、基礎率では割引率および期待運用収益率と定め、また、償却年数では会計基準変更時差異の償却年数、数理計算上の差異の償却年数および過去勤務債務の償却年数と定めた。なお、過去勤務債務に関しては、退職給付債務等の減額もしくは消滅を目的とした退職給付制度の改定等が行われた結果生じたものであるため、会計数値を操作することを意図した経営者行動も研究対象とすべきことを示唆した。

第3章「退職給付債務等の測定モデルによる裁量的基礎率および可視的基礎率の示唆」では、退職給付債務等の測定モデルを示すことによって、それが複雑かつ難解であることを示唆した。このため、経営者は、原則として、退職給付債務等の測定を企業外部の計算受託機関に委託しなければならないのが、現行実務である。この結果、退職給付債務等の測定はブラックボックスとなるため、経営者の裁量が事実上介入する基礎率は割引率および期待運用収益率であると示され、第2章の結論を担保することになった。また、企業外部の第三者として会計方針を監査する公認会計士、および、会計方針を分析・評価する証券アナリスト等にとって、可視的な基礎率は割引率および期待運用収益率であることを示した。このため、経営者による割引率および期待運用収益率の選択行動を研究する過程において、外部監視効果を考慮することが重要であると結論付けた。なお、補論「PBO等の測定モデル構築のケース分析」では、実際の退職金規程等を用いて、年金数理計算によって測定される退職給付債務等の測定モデルの詳細な導出過程のケース分析を行った。

第4章「公認会計士による退職給付会計監査—会計監査における可視的基礎率—」では、退職給付会計監査の現行実務の実態調査を通じて、現行実務に対するインプリケーションを示すとともに、会計監査上可視的な基礎率は、割引率および期待運用収益率であることを示した。つまり、経営者による割引率および期待運用収益率の選択行動を研究するにあ

たっては、外部監視効果を考慮することが重要であるという、第3章の結論を担保することになった。

第5章「割引率の会計方針選択行動－裁量的選択行動、横並び選択行動および水準適正化選択行動－」では、日本企業による割引率の会計方針選択行動を考察し、実証的にデータ解析を行い解明することを目的とした。具体的には、割引率の選択についての会計基準の考察を行った上で、日本企業の割引率選択に関する事例を紹介し、いかに割引率の選択に裁量が介入しているのかを導き出した。そして、日本企業の割引率選択行動に関する時系列データを概観した結果を踏まえて、時の経過とともに割引率選択の裁量の余地が次第に小さくなっていくこと、および、割引率が一定の適正水準に近似していくことを先行研究と実務経験に基づいた仮説をたて、実証的にデータ解析を行った。この結果、『退職給付会計基準が導入されて時が経過し当該会計実務が醸成されていくと、重要な会計方針である割引率は注目されやすく、証券アナリストの目および公認会計士の判断が厳しくなるため、裁量の余地が小さくなる、および、適正水準に落ち着いていく』という横並び選択行動および水準適正化選択行動が確認された。さらに、報告利益の管理行動等の視点からも割引率の会計方針選択行動を分析したが、割引率の選択によって、利益をより大きく計上しようとする、または、負債をより小さく計上しようとする傾向が観察されなかったため、本章での仮説を支持する結果を得られたと考えられる。

第6章「期待運用収益率の会計方針選択行動－裁量的選択行動、横並び選択行動および水準適正化選択行動－」では、日本企業による期待運用収益率の会計方針選択行動を考察し、実証的にデータ解析を行い解明することを目的とした。具体的には、期待運用収益率の選択についての会計基準の考察を行った上で、日本企業の期待運用収益率選択に関する事例を紹介し、いかに期待運用収益率の選択に裁量が介入しているのかを導き出した。そして、日本企業の期待運用収益率選択行動に関する時系列データを概観した結果を踏まえて、時の経過とともに期待運用収益率選択の裁量の余地が次第に小さくなっていくこと、および、期待運用収益率が一定の適正水準に近似していくことを先行研究と実務経験に基づいた仮説をたて、実証的にデータ解析を行った。この結果、『退職給付会計基準が導入されて時が経過し当該会計実務が醸成されていくと、重要な会計方針である期待運用収益率は注目されやすく、証券アナリストの目および公認会計士の判断が厳しくなるため、裁量の余地が小さくなる、および、適正水準に落ち着いていく』という横並び選択行動および水準適正化選択行動が確認された。さらに、報告利益の管理行動等の視点からも期待運

用収益率の会計方針選択行動を分析したが、期待運用収益率の選択によって、利益をより大きく計上しようとする、または、負債をより小さく計上しようとする傾向が観察されなかったため、本章の仮説をさらに支持する結果を得られたと考えられる。

第7章「会計基準変更時差異の償却に関する会計方針選択行動－裁量的選択行動、横並び選択行動および水準適正化選択行動－」では、日本企業による会計基準変更時差異の償却年数の会計方針選択行動を考察し、実証的にデータ解析を行い解明することを目的とした。会計基準変更時差異の償却年数は、上限15年という一定の条件内であれば経営者が自由裁量のもと決定でき、また、会計基準がその償却年数の選択に対して、一定の指針を規定している会計方針でもない。すなわち、会計基準変更時差異の償却年数の選択は、最も裁量の介入の余地が大きい会計方針である。また、5年以内の償却年数を選択した場合には、会計基準変更時差異の償却額は、特別損益として計上される。一方、5年超の償却年数を選択した場合には、他の退職給付費用と同様に、営業損益として計上される。このため、償却年数の選択によって、報告利益の細区分の管理が可能となることを示唆した。さらに、企業年金基金での資産運用状況が非常に悪い時期に退職給付会計基準が導入されたため、ほとんどの企業では損失となる会計基準変更時差異が発生し、かつ、その金額は非常に多額にのぼるため、会計基準変更時差異の償却年数の選択は、非常に重要な会計方針であることを示した。

以上から、会計基準変更時差異の償却に関する会計方針選択行動を裁量的選択行動として位置付け、報告利益の管理行動等の視点から分析した。その結果、償却年数の選択によって、利益をより大きく計上しようとする、または、負債をより小さく計上しようとする傾向が観察されなかったため、報告利益の管理行動等では説明できない部分については、横並び選択行動および水準適正化選択行動(会計理論の遵守行動)の可能性があると結論付けた。

第8章「数理計算上の差異の償却に関する会計方針選択行動－裁量的選択行動、横並び選択行動および水準適正化選択行動－」では、日本企業による数理計算上の差異の償却年数の会計方針選択行動を考察し、実証的にデータ解析を行い解明することを目的とした。数理計算上の差異の償却年数は、上限が平均残存勤務期間という一定の条件内であれば経営者が自由裁量のもと決定でき、また、会計基準がその償却年数の選択に対して、一定の指針を規定している会計方針でもない。すなわち、数理計算上の差異の償却年数の選択は、裁量の介入の余地が大きい会計方針ある。ただし、数理計算上の差異の償却額は、第7章

の会計基準変更時差異の償却額とは異なり、常に退職給付費用の一部として営業損益に計上されるため、報告利益の細区分の管理は不可能である。また、数理計算上の差異の発生原因は、基礎率(数理計算上の仮定)と実際発生事象の相違、もしくは、基礎率の変更であるため、その発生金額は事前には予測が不可能である。そして、基礎率と実際発生事象は完全には一致することはないため、数理計算上の差異は、原則として、每期発生する。このため、数理計算上の差異の償却年数は、発生事実は確実であるが、その将来の発生金額が不確実であるという状況下で、適用初年度に選択しなければならない会計方針であることを示した。

以上から、数理計算上の差異の償却に関する会計方針選択行動を裁量的選択行動として位置付け、報告利益の管理行動等の視点から分析した。その結果、償却年数の選択によって、利益をより大きく計上しようとする、または、負債をより小さく計上しようとする傾向が観察されなかったため、報告利益の管理行動等では説明できない部分については、横並び選択行動および水準適正化選択行動(会計理論の遵守行動)の可能性があると結論付けた。

第9章「過去勤務債務の償却に関する会計方針選択行動－退職給付制度の改定と償却年数の選択－」では、日本企業による過去勤務債務の償却年数の会計方針選択行動を考察し、実証的にデータ解析を行い解明することを目的とした。過去勤務債務の償却年数は、第8章の数理計算上の差異の償却年数と同様に、上限が平均残存勤務期間という一定の条件内であれば経営者が自由裁量のもと決定でき、また、会計基準がその償却年数の選択に対して、一定の指針を規定している会計方針でもない。すなわち、過去勤務債務の償却年数の選択は、裁量の介入の余地が大きい会計方針ある。ただし、過去勤務差異の償却額は、第7章の会計基準変更時差異の償却額とは異なり、第8章の数理計算上の差異の償却額と同様に、常に退職給付費用の一部として営業損益に計上されるため、報告利益の細区分の管理は不可能である。

また、過去勤務債務の発生原因は退職給付制度の改定であり、制度改定前後の退職給付債務の差額が、過去勤務債務の発生額となる。なお、制度改定は、経営者の意図により、企業年金基金における増大した積立不足に対処すべく給付水準を減額する目的で行われているケースがほとんどであった。つまり、経営者は人事政策・給与政策の一環として退職給付制度を改定するとしても、企業の財政状態および経営成績に与える影響を考慮した上

で、制度改定を行うのである。いわば、経営者は、退職給付制度自体の操作によって、報告利益の管理行動を行っているのである。

以上から、過去勤務債務の償却に関する会計方針選択行動を裁量的選択行動として位置付け、報告利益の管理行動等の視点から分析した。その結果、償却年数の選択によって、利益をより大きく計上しようとする、または、負債をより小さく計上しようとする傾向が観察されなかったため、報告利益の管理行動等では説明できない部分については、会計数値を操作する目的で行われる、退職給付制度の改定の研究が重要であることを示唆した。

第10章「退職給付会計基準の導入が企業財務および経営者行動に与えた影響－給付減額を目的とした退職給付制度改定－」では、第9章の結果を受けて、退職給付債務等を減額もしくは消滅させるという、給付減額を目的とした退職給付制度の改定も会計方針選択行動と定義し、その本質的意義を考察した。具体的には、①退職給付会計基準導入前後のタイムシリーズ・データ、および、②会計基準適用対象企業・非適用企業別のクロスセクション・データの2ケースを分析対象とし、当該データの概観および実証分析を行うことにより、多額の債務が企業外部に顕在化してしまう退職給付会計基準の導入によって、経営者行動が影響を受けた可能性がある」と結論付けた。また、従業員への退職給付金を犠牲として、会計数値を操作する目的で退職給付制度の改定が行われたケース分析を行った。これらの分析結果を踏まえて、本論文では、このような制度改定が行われた経営事象を、「従業員重視型」退職給付制度から「株主重視型」退職給付制度への変革と結論付けた。

第11章「近年における会計方針選択行動」では、第5章および第6章の分析期間後における、日本企業による割引率および期待運用収益率選択行動の考察を行った。横並び選択行動および水準適正化選択行動の結果、割引率および期待運用収益率の選択水準は、既に低位に落ち着いていた。また、それらの選択基準となる国債応募者利回り等、および、企業年金基金の運用利回りが低水準で推移していた。このような時勢を反映して、それらの選択水準は低位のままであり、特に大きな変動がないという事実が観察された。

また、割引率に関する会計基準が、その選択水準の指標として「利回りの過去一定期間の平均値」から「期末における利回り」を採用するように改正されたため、経営者の割引率選択行動が影響を受けると考えられた。しかし、結果として、PBO10%重要性基準が廃止されなかったため、割引率の選択水準は特に大きな変動がないという事実が観察された。

第12章「近年における経営者行動－退職給付会計基準の改正の影響による確定給付企業年金制度の改定および廃止－」では、退職給付会計基準の改正が経営者行動に与えた影

響の考察を行った。具体的には、①改正会計基準の公開草案の公表後のタイムシリーズ・データ、および、②確定給付企業年金制度の改定および廃止が行われた企業と行われなかった企業のクロスセクション・データの2ケースを分析対象とし、当該データの概観および実証分析を行うことにより、多額の未認識退職給付債務がオンバランス化してしまう退職給付会計基準の改正によって、経営者行動が影響を受けた可能性がある」と結論付けた。また、退職給付会計に関する会計情報に限定されるが、経営者は、注記情報で開示する内容と、オンバランス化される内容を同等とみなしているのではなく、オンバランス情報をより重要視している可能性が示唆された。

第13章「おわりに」では、以上のような本論文における各章ごとの研究結果を総括することをもって、企業によるディスクロージャーの適正化のために、経営者の会計方針選択行動実務に対するインプリケーション、および、ディスクロージャー制度実務に対するインプリケーションを示した。あくまでも本論文の研究結果から得られた推定の域を超えないが、これらのインプリケーションは、以下の通りである。

第一に、経営者による会計方針選択行動実務に対するインプリケーションを示す。本論文では、日本企業による退職給付会計の会計方針選択行動に関して、経営者による裁量の介入の余地が大きく、また、実際に裁量が介入していることを示した上で、考察対象期間を通じて、横並び選択行動および水準適正化行動が採られている可能性があるという結論が得られた。ここで、当該インプリケーションを示す視点からは、水準適正化行動が重要である。

本論文では、経営者が会計方針を選択するにあたり、その選択行動が適正な水準に落ち着くには、会計実務の醸成等を理由として、経営者の自主的な水準適正化行動を例に挙げた。しかし、様々な意図を持って会計方針を選択する経営者に対して、自主的な水準適正化行動を期待するだけでは、企業によるディスクロージャーが適正化されることは不可能であろう。つまり、経営者が適正な水準の会計方針を選択するためには、証券アナリストと公認会計士という、いわば主たる企業外部の監視者による、外部監視効果が重要かつ必要である。ただし、経営者による会計方針の選択を監視するのは、何も当該二者に限ったことではない。すなわち、経営者により裁量の介入の余地の大きい会計方針が適正に選択され、企業によるディスクロージャーが適正化されるためには、社会的な外部監視が効果的であるという可能性が存在する。当然、高度な判断が必要となる会計方針の選択に関

して、一般投資家はその適否を評価することは難しいと考えられるが、難しいのはその絶対的評価であって、その相対的評価は十分に可能と考えられる。

第二に、会計基準導入により影響を受けた経営者行動に関する研究結果を受けて、ディスクロージャー制度実務に対するインプリケーションを示す。

本研究により、ディスクロージャー制度が経営者行動に影響を与えたことが確認されたと考えられる。具体的には、企業年金制度における増大した積立不足が企業外部に顕在化することによって、経営者は従業員の退職給付金の減額を行い、従業員の老後の生活にまで影響が及んだということである。このため、ディスクロージャー制度には大きな社会的影響を持つことを再認識するとともに、適正なディスクロージャー制度の構築自体が社会的に非常に重要であると考えられる。

退職給付会計基準が導入された当時は経済情勢が非常に悪い時期であり、積立不足の企業負担が一時的に重くのしかかっていたため、経営者は退職給付金の支給水準の引き下げを急いでいた。しかし、長期的な視点に立てば、それが果たして適切な意思決定であったか否かは疑問である。その数年後、株式市場等の急回復に伴い、年金資産の運用利回りも急回復したためである。ここで、退職給付制度は、従業員が入社してから退職するまでの期間に渡る超長期的制度なのである。これに反して、ディスクロージャー制度により、短期的視点からの意思決定が促されることも確かである。しかし、退職給付制度の運用のように、長期的視点に立った意思決定も経営者にとって必要であることを、本研究は示唆していると考えられる。

第三に、本論文は、各章末ごとに、本研究の限界および今後の課題を示唆している。このため、以上のようなインプリケーションは、あくまでも限定された本研究の視点からの結果に基づくものであることに留意されたい。また、本研究には限界があることから、むしろ、様々な視点から追加的な研究を行うことができると考えられる。そして、本論文の研究対象期間を通じて退職給付会計基準も変わり(企業会計基準委員会 2005, 2007, 2008)、また、国際会計基準(International Accounting Standards Board 2011)への収斂も考えられるため(企業会計基準委員会 2012a, 2012b)、本論文の研究にとどまらず、会計基準改正が会計方針選択行動に与える影響を対象とする研究を行う必要があると考えられる。さらに、本研究から派生する研究の存在の可能性も大いに存在し、社会的に有用なインプリケーションを示唆できるような研究を今後も継続することが重要である。